



市章

大津市公報

令和6年4月22日
号外(第33号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 議会議長告示

- 3 大津市議会会議規程の一部改正..... 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第3号

大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月22日

大津市議会議長 竹内基二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議長選挙の立候補制)</p> <p>第22条 議長職への就任を希望する者は、選挙に先立ち立候補の意思表示をしなければならない。</p> <p>2 議長選挙に立候補をしようとする議員(以下「立候補議員」という。)は、所定の立候補届出書を議長(議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長)に提出する。</p> <p>3 前項の立候補届出書には、3人以上の議員の推薦を必要とする。</p> <p>(立候補議員の所信表明)</p> <p>第23条 立候補議員は、所信表明を行うものとする。</p> <p>2 所信表明は、全員協議会において実施する。</p> <p>3 所信表明の時間は、立候補議員1人当たり5分以内とする。</p> <p>4 立候補議員が複数ある場合の所信表明の順序は、抽選で決める。</p> <p>(所信表明に対する質疑)</p> <p>第24条 議員は、立候補議員の所信表明に対し質疑を行うことができる。</p> <p>2 質疑を行おうとする議員は、所定の質疑通告書を議長(議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長)に提出する。</p> <p>3 質疑は、それぞれの立候補議員に対し、1会派につき1人が行うことができる。</p> <p>4 質疑の時間は、立候補議員の答弁時間を除き5分以内とする。</p> <p>5 質疑の方法は、一括質問方式とする。</p>	<p>第22条から第24条まで 削除</p>

附 則

この告示は、令和6年4月22日から施行する。